

使用済燃料中間貯蔵施設
新税調査検討特別委員会会議録
(第4回審査)

(令和2年3月18日)

む つ 市 議 会

使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会

(第4回審査)

○開会の日時 令和 2年 3月18日(木) 午前10時00分開議
午前11時16分散会

○場 所 むつ市議場

○出席委員 (22人)

委員長	齊藤孝昭	副委員長	富岡幸夫
委員	佐藤武	委員	工藤祥子
”	杉浦弘樹	”	富岡直哉
”	村中浩明	”	佐藤広政
”	濱田栄子	”	山本留義
”	東健而	”	野中貴健
”	佐賀英生	”	原田敏匡
”	岡崎健吾	”	浅利竹二郎
”	佐々木肇	”	鎌田ちよ子
”	住吉年広	”	白井二郎
”	佐々木隆徳	”	大瀧次男

○欠席委員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	宮下宗一郎
副市	長	鎌田光治
副市	長	川西伸二
総務部	長	村田尚
企画政策部	長	吉田和久
財務部	長	吉田真
財務部 政策推進	税務調整 推進 監	樋山政之
民生部 市民サービス 推進 監		坂野かづみ
福祉部	長	瀬川英之
健康づくり推進部	長	佐藤孝悦

子どもみらい部長	須藤勝広
経済部長	佐藤節雄
都市整備部長	光野義厚
川内庁舎所長	二本柳茂
大畑庁舎所長	立花一雄
脇野沢庁舎所長 経済部シテイクロモーション推進監	浜田一之
会計管理者	野藤賀範
教育部長	松谷勇
公営企業局長 下水道部長	濱谷重芳
総務部副理事 市長公室長	千代谷賀土子
企画政策部政策推進監 企画調整課長	中村智郎
総務部総務課長 行革推進室長	杉澤一静
企画政策部 エネルギー戦略課長	一戸義則
企画政策部 市民連携課長	野坂武史
財務部財務課長	石橋秀治
財務部税務課長	吉田由佳子
総務部市長公室主幹	立花幸一
企画政策部 エネルギー戦略課主幹	對馬睦
財務部財務課主幹	宮下圭一
財務部税務課主幹	對馬亮子
総務部総務課主任主査	井戸向秀明
総務部総務課主査	畑中佳奈
企画政策部 エネルギー戦略課主査	佐藤純也
財務部税務課主査	黒滝和也
総務部総務課主事	菊池亘
財務部税務課主事	山崎翼

○事務局出席者

事務局長	金澤寿々子	総括主幹	青山論
主幹	葛西信弘	主任主査	堂崎亜希子
主査	井田周作		

(午前 10時00分 開議)

○委員長（齊藤孝昭） ただいまから使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は22人で定足数に達しております。

本日は、前回に引き続き議案第26号 むつ市使用済燃料税条例の審査を行います。前回中断されていた質疑を再開し、審査を続けてまいります。特定納税義務者より3月16日、地方税法第669条第2項の規定に基づく意見聴取の回答がありました。この回答文書は、既に皆様にその写しを送付しているほか、市議会のホームページに回答文書を掲載しておりますので、エフエムアジュールをお聞きの皆様におかれましては、そちらを御覧ください。

それでは、ここでその内容を会議録に残すことを目的として、事務局より原文のまま朗読させます。

○事務局長（金澤寿々子） それでは、朗読いたします。

むつ市使用済燃料税条例案に関する意見。リサイクル燃料貯蔵株式会社。

弊社は、貴市による使用済燃料の中間貯蔵施設のご誘致により、我が国初の使用済燃料中間貯蔵事業者として、平成17年11月に設立され、それ以来、地域の皆さまの深いご理解とご支援・ご協力のもと、これまで事業開始の準備を進めて参りました。また、それと同時に、地域貢献へのご期待に対しまして、これまで微力ながら様々な形で取り組んできたところです。今後も、納税をはじめとする様々な社会制度の中での応分の負担を通じまして、地元の実業家としての責務を果たしていく所存です。

さて、この度の貴市の使用済燃料税条例案（以下、「本条例案」という）に関し、弊社は、令和元年10月31日に「むつ市新税検討プロジェクトチームにおける税率検討案」について伝達を受けて以降、誠実かつ真摯に貴市当局と協議を進めて参りました。法定外税の検討にあたりましては、総務省から納税者への十分な事前説明と理解を得るよう努めることと通知されていると認識しておりますが、新税を充てる財政需要や担税力等について弊社が十分に理解するに至っていない状況です。

使用済燃料の中間貯蔵事業は我が国の原子燃料サイクルの一翼を担うものであり、本条例案による課税が、原子燃料サイクルを含めた原子力事業全体に与える影響を勘案して、慎重に検討すべきものと考えています。

弊社といたしましては、かかる観点から以下の4点に関し、今後とも誠実かつ真摯に協議をさせていただきたいと思っております。

1. 事業開始時期を見極めた上での貯蔵計画等を踏まえた収支計画などをベースとした弊社の担税力に応じた税率であること。

本条例案の税率を検討するにあたり、使用済燃料中間貯蔵施設であるリサイクル燃料備蓄センターの事業開始後における、より確度の高い収支計画等をベースにして、弊社の担税力について議論することが必要であると考えています。

現在、リサイクル燃料備蓄センターに関しては、事業変更許可申請の新規制基準への適合性審査は進捗が図られている一方で、当該施設に係る設計及び工事の方法の認可申請は、今後、審査が本格化していくこととなりますが、工事規模等の変動要素が生じる可能性もあり、現時点では、弊社の担税力について見極めるのは困難な状況と考えています。

また、税率については、他自治体における同種同様の法定外税における税率と比較しても2倍を超える高額なものとなっています。こうした比較や弊社の事業規模等を踏まえ、過重な負担でないかを確認をさせていただく必要があると考えています。

2. 事業内容を踏まえた合理的理由に基づく財政需要が対象であること。

令和2年2月13日付でむつ市新税検討プロジェクトチームより使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会に提出された資料に記載の財政需要については、中間貯蔵事業の遂行に起因するものと理解できないものもございます。法定外税の趣旨に鑑みますと、本条例案により創設される新税は法定外目的税とし、弊社事業である中間貯蔵事業の遂行に起因する財政需要に充てることを基本に検討されるべきものと考えています。

3. 事業内容を踏まえた合理的理由に基づく課税項目であること。

本条例案では、使用済燃料の中間貯蔵施設への受入れ、貯蔵の双方に課税がなされる内容となっておりますが、使用済燃料の中間貯蔵のみを目的とした弊社事業において、使用済燃料の受入れに対する課税を導入することに合理的理由があるかを見極める必要があると考えています。

4. 青森県等の動向が見極められていること。

複数の自治体からの課税による納税総額が、弊社の担税力を上回る事態となることは回避しなくてはならないと考えており、既に核燃料物質等取扱税を創設している青森県等の動向も見極めて検討していく必要があると考えています。

本条例案は、弊社の経営に著しいインパクトを与える極めて大きな問題であり、前述のとおり、現段階では、財政需要や担税力について判断できる状況にないことを意見としてご回答いたします。

弊社といたしましては、地元の事業者としての責務を果たすべく、今後も、貴市との間で引き続き誠意をもって、本条例案の協議をさせていただく所存

です。

以上。

○委員長（斉藤孝昭） それでは、議案第26号に対する質疑を再開する前に、この特定納税義務者からの意見に対する市の見解を確認しておきたいと思えます。企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） おはようございます。むつ市議会の意見聴取に関するリサイクル燃料貯蔵株式会社の回答に対するむつ市の見解について述べさせていただきたいと存じます。

まず、冒頭の段落に「今後も、納税をはじめとする様々な社会制度の中での応分の負担を通じまして、地元の事業者としての責務を果たしていく所存です」との記述があり、この納税はむつ市使用済燃料税であると認められ、上記本旨は基本的にむつ市に対する納税の意思を示したものであると認識しております。

次に、「新税を充てる財政需要や担税力等について弊社が十分に理解するに至っていない状況です」との記述がありますが、まずこの課税表明をして6か月間について、この部分についての事業者側からの積極的なやり取りなくして、現時点でこのように表明されるのは大変遺憾です。市といたしましては、中間貯蔵施設は日本で初めての施設であることに鑑み、新税を充てる財政需要に固有の需要が生じることについて、説明を尽くすこととしております。

また、使用済燃料の担税力については、原子力発電施設等立地地域において既に類似の課税が認められており、今日争う論点は解消されていると認識しております。

さらに、こうした法定外税に対する負担能力については、前述のとおり各電力各社において適切に処理されていること、また国において住民の負担が著しく過重となることとされた例はなく、現在のリサイクル燃料貯蔵株式会社単独の負担能力のみで判断されるものではなく、親会社である東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社も含めて考慮されるべきものと認識しております。

加えて「使用済燃料の中間貯蔵事業は我が国の原子燃料サイクルの一翼を担うものであり、本条例案による課税が原子力サイクルを含めた原子力事業全体に与える影響を勘案して、慎重に検討すべきものと考えています」との記述がありますが、当該課税が原子力事業全体に与える影響は、専ら国が考えるべき事項であり、現時点では状況を把握している経済産業省からのご意見は承っておりません。

また、他自治体でも使用済燃料については受入れと貯蔵に課税していることから、税負担の公平性の観点から課税されることのほうに必然性があると認識しています。

全体の所感として述べますと、これまで税率や財政需要等についても市議会への報告内容と同様にしっかりとした根拠に基づいて詳細を説明してきており、市としては十分に理解を得られるよう誠意を持って対応してきたものと考えております。この段階において、回答文書にあるような個別の論点が挙げられる、掲げられるということは、我々の説明を真摯に受け止めていないものであり、非常に不誠実と感じております。

我々としては、まずもって志を共にする議員の皆様にも早期にこの条例案を成立させていただき、次の段階で本条例案での課税ができるよう、ここに掲げられた論点についても、これからも丁寧に説明を尽くしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

- 委員長（齊藤孝昭） それでは、議案第26号に対する質疑を再開いたします。質疑はあくまでも市に対するものとなりますので、その点をご留意願います。

質疑ありませんか。佐賀英生委員。

- 委員（佐賀英生） それでは、質疑をさせていただきます。

まず、この文書が来たときに、私の気持ちの中では少し憤りと、そして市長の憤怒の姿が目に見えかねてまいりました。まず、今日はたくさんの方々がいらっしゃいますので、いっぱいいると思いますので、私のほうからは1番についてを質疑させていただきます。

1番の項目の2点について質疑させていただきますが、この文書の中で事業開始云々の応じた税率であること。この1番の部分で2行目の部分にありますが、「より確度の高い収支計画をベースにして、弊社の担税力について議論することが必要であると考えています」、そして飛んで6行目の「工事規模などの変動要素が生じる可能性もあり」云々とありますが、この部分の文章からいきますと、私が考えますには、事業者自らが計画を否定するような言い方をしているのではないかと。このような言い方では、事業そのものの信頼性が疑われるように私は感じられました。事業者側からすれば、現状精度の低い事業計画書を原子力規制委員会や市に提出しているのではないかと。それでしたら、事業者の姿勢そのものが疑われるのではないかと、そのように感じられます。その点について、まず市長のご意見を伺います。

そして、2点目なのですが、この8行目の部分なのですが、「同種同様の法定外税における税率と比較しても2倍を超える高額なもの」と。多

分これは柏崎市とかそこら辺のトータル的な場所のことを踏まえているのかなと臆測がつくのですけれども、その点についてはどういう意味でこの2倍というのがあるのか。この2点について、まずはお伺いしたいと思います。

○委員長（齊藤孝昭） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） お答えいたします。

まず、1点目につきまして、市の新税検討プロジェクトチームにおきましては、税率検討案を作成した際、リサイクル燃料貯蔵株式会社が平成30年1月に原子力規制委員会に提出しました使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書の貯蔵計画を参照しております。この貯蔵計画は、当該事業が原子力規制委員会における新規制基準適合性審査に合格し、事業許可を得るための重要な資料であり、その精度は信頼のおけるものと認識しております。

2点目につきまして、担税力に応じた部分ということのご懸念の趣旨でお尋ねいただいたとっておりますが、まず担税力に応じた税率という観点につきましては、当該条例案の第12条に減免条項を設けております。リサイクル燃料貯蔵株式会社が、より精密な収支計画を作成できる時点において、必要に応じて減免申請を受け付け、その申請内容を精査し、市が減免の必要性を認めることがあれば、その負担可能な税率を課税できるよう、改めまして特例条例案を議会に上程させていただくことも可能となっております。そうしたことをもって、担税力に応じた税率設定がなされるものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（齊藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

担税力というか、その税率については以前もご説明をさせていただきましたけれども、我々としては青森県が六ヶ所村に課税している税率と同様の税率で考えておりますので、県内の税負担の公平性の観点から、このように設定をさせていただいてございます。

○委員長（齊藤孝昭） 佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） るる伺いましたが、まずは事業者の文言に、こういう文書に落としてきての誠意と申しましようか、気持ちですよね。4項目ほどあるのですけれども、みんな述べていけばほかの人に迷惑かかるかもしれませんが、1項目でいきたいのですけれども、まずは今後のこの文書を踏まえた事業者との折衝の仕方ですよね。市長、あなたタフネゴシエーターですから、これからの交渉についてはきっちりしていくと思いますが、この検証を踏まえた今後の、市長、あなたのその交渉の仕方はどのようにやっていこうと今のところお考えでしょうか。

○委員長（齊藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、やはり委員おっしゃるとおり、この一つ一つの言葉遣いについて精査が必要であると思います。私自身も、なぜこのような形で事業者自らが自らの計画をおとしめる必要があるのかというふうなことは感じているところでもありますので、その本旨を確認した上で、確実性の高い計画というものが何を指しているのかと。そして、それがいつの時点に出るのかということも含めて一つ一つ突き詰めて検討し、また交渉していきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（齊藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。鎌田ちよ子委員。

○委員（鎌田ちよ子） 1点質疑させていただきます。

RFS社文書の2番について、ご見解をお伺いいたします。「事業内容を踏まえた合理的理由に基づく財政需要が対象であること」では、「中間貯蔵事業の遂行に起因するものと理解できないものもございます」という記述があります。また、「新税は法定外目的税とし」という記述もあります。このことにつきまして、私は市の財政需要について、事業者が何かを言う立場にはないはずであり、まして税目につきましては市の決定事項と理解していません。そして、市の財政需要は市民一人一人の希望と夢そのものであり、事業者が手を加える、また精査する、そのような振る舞いは許されないのではないかと考えるところでございます。市長にご見解をお尋ねいたします。

○委員長（齊藤孝昭） 副市長。

○副市長（鎌田光治） 鎌田ちよ子委員の、意見書には合理的理由に基づく財政需要を対象とすべきではないかという点につきましてお答えをいたします。

財政需要につきましては、中間貯蔵事業を当地で行うに当たり、事業に対する安全安心の確立をはじめ、市が必要と判断をする施策の実施に必要な事業費を取りまとめて積算をしております。これは、担税力の議論とは違って、専ら市と市議会の専管事項であり、また私たちは市民の皆様の幅広いご意見を踏まえて検討しなければならないことと考えております。その検討について、特定納税義務者が意見を述べたとしても、それは市内の一事業者の見解であると考えております。

市といたしましては、「希望のまちづくり市民のつどい」などで市民の皆様から頂いた希望や夢を実現させるべく、真摯に財政需要を政策として捉えて取り組んでいく所存であります。

また、税目について、法定外普通税とするか、法定外目的税とするかの決

定権は、専ら課税自主権のあるむつ市にあると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（斉藤孝昭） 鎌田ちよ子委員。

○委員（鎌田ちよ子） R F S 社からのこのたびの文書は、大変厳しいものと私は感じておりました。平成20年6月にむつ市は宮下前市長の下で、法定外新税について最初のプロジェクトチームを立ち上げた経緯がございます。これは、皆様ご承知のとおりでございます。

財源なくして、希望のまちむつ市の実現はできません。課題山積ではありますが、安定した財源の確保を目指して皆様と力を合わせ、強い意志で共に頑張ることで、この目的を達成することと信じております。よろしく申し上げます。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 2点お伺いします。

1つは、条例のことについてですけれども、第12条のことが大分話題になっていきますけれども、前にもこれについて質問申し上げましたが、特例条例というのは、本条例に付随するものだとは考え、一体のものだというふうには考えられます。この前の特別委員会のときだったと思うのですが、今日もお話ありましたが、事業者から申請があった場合に条例を定めるというお答えだったのですが、普通の法律で言うと、例えば本条例の中に附則とか別表をつけるとか、あるいは規則に委任してこれこれこういう場合は減税しますよとか、全額ですね、免税しますよと。あるいはこういう場合はどれぐらい減税しますよという規定を設ける、これが普通だと私は思っているのです。

これから考えると、一つ一つの申請に基づいて議論するということになりますと、個々の問題についてそのたびに条例案を出すのか、あるいは全体を見て、第12条に（1）と（2）ありますから、それぞれ全体を見通して提案するのか、それをお聞きしたいと思います。それが第1点です。

もう一つは、今回のリサイクル燃料貯蔵株式会社からの意見についてですが、3のところなのですが、2行目です。「使用済燃料の中間貯蔵のみを目的とした弊社事業において、使用済燃料の受入れに対する課税を導入することに合理的理由があるか見極める必要がある」というような意見を述べているのですが、私もここら辺は、中間貯蔵というのは付加価値をつけるわけではないのですよね。ですから、このところをどういうふう考えているのかということをお答え願いたいと思います。

以上、2点です。

○委員長（斉藤孝昭） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） お答えいたします。

1点目の第12条の件でございますが、それぞれ1号、2号ございますので、条項によって変わってくるということでございます。

2点目につきましては、中間貯蔵施設におきましては、使用済燃料の貯蔵行為と同様に、受入れ行為にも危険負担が生じることとなります。それに伴いまして発生する財政需要に対応するため、使用済燃料の受入れ行為にも課税することとしたところでございます。

また、発電所が所在するほかの市町におきましては、ウラン燃料を発電所での発電に使用した後、そのまま使用済燃料として敷地内貯蔵をするため、使用済燃料の受入れという行為がないため、本市との状況が異なるものと理解しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（斉藤孝昭） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 2点目については、大筋市の考え方は分かりました。

1点目なのですけれども、条項によって変わってくるというのは私ちょっとよく理解できないのですけれども、頭が悪いのかもしれませんが。私が言っているのは、申請が出たときに、その都度一回一回その申請について条例を出すのか。あるいは、申請があった段階で（1）と（2）それぞれこういう場合は、大まかにですよ、こういう場合は例えば免税するとか、あるいはこういう場合にどれぐらい減税するとかというのを出すのかというお尋ねなのです。お願いします。

○委員長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、今のお尋ねについては、その都度条例案は提案をさせていただくということが答えになるかと思えます。

今回このような形で第12条に本則で特例的に設けたのは、これも以前ご説明をさせていただきましたが、もとより地方税法のほうでは法定外普通税に関する特例条項というのがありまして、その特例条項の中には天災その他の特別な事由と、たしかそのように書いているというふうに思いますが、その他の特別な事由の中に、我々今回この特定納税義務者の過大な負担にならないように、ということのを改めて明示をさせていただいたということでありまして、委員が何をもちて普通ではないと言っているのか、私ちょっと分かりませんが、一般的な法令、条例案のつくり込みの仕方としては、立法例もあるということをご理解を頂きたいと存じます。

○委員長（斉藤孝昭） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） ただいまの市長の答弁で、その都度出されるということでしたので、それは分かりました。

私は条例で出すということは、非常に大事なことだと思っています。規則だと議会には関わりないので、やはりこれは市にとっても、納税義務者にとっても非常に大事なことです。やはりこういうふうに市議会の中で議論をするということは、私はそれは大変大事なことだと思っていますので。大体趣旨は分かりました。どうもありがとうございます。

○委員長（齊藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 1点お尋ねします。

先日回答のあった新税に対する特定納税義務者の意見について、2ページ目の4番として、「青森県等の動向が見極められていること」という事項が上げられておりますけれども、むつ市だけでなく青森県が課税するかどうかも見極めていく必要という意見が出されています。課税表明していない青森県が、このように事業者から回答に出てくることはあり得ないことで、理解に苦しんでおります。

市新税検討プロジェクトチームの説明でも、事業者は県から具体的な話はないと説明している旨聞いており、また税条例が市議会に上程され、この特別委員会でも議論がどんどん進捗していく中であっても、県は課税する意思を表しておりません。こうした状況で、事業者の意見として県の動向、この県の動向という論点が出てくることは、何かつながりがあるのではないかという疑いを持ってしまいます。あるいは、既に青森県との関係で文書を確認してもらっているのではないか、そういう思いも持っていますが、今後青森県はどのように我々の取組について発信するか、想定しているのか、市長のご見解があればお伺いいたします。

○委員長（齊藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 特定納税義務者と青森県のとつながりということについて、ちょっと今事務局で答弁をさせますが、仮に今浅利委員がおっしゃっていただいたように、県が万が一にもこの文書を市議会の皆さんに渡す前に持っていたとしたら、これはR F S社のむつ市議会に対する重大な背信行為だというふうに私は思っております。万が一にもそのようなことはないものと認識はしていますが、あえてそのことは私から申し上げたいと思います。

○委員長（齊藤孝昭） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） お答えいたします。

青森県とのつながりということ、ご懸念についてお答えしたいと思います。この件につきまして、県との何らかのつながりがあるかどうかについては、

市といたしましては、ないものと信じております。

しかしながら、議員の皆様がR F S社に対するこのようなご疑念をお持ちになることももっとものことであると考えております。これまでも特別委員会の質疑におきまして、市としましては県に対してプロジェクトチーム会議の開催の都度、その内容を公文書で報告しており、本条例の上程の際にも公文書で報告しております。また、課税の意思があるかどうかを確認しており、これまで県からは回答がない状態であります。先般の県議会での発言に関する報道につきましても、県当局に確認をしております、課税表明ではないと明確に確認しているところでございます。

また、繰り返しになりますが、二重課税の問題は、この状況をつくり出す主体が考えるべきものであり、仮に青森県から課税について連絡があれば、適切に対応していきたいと考えている旨お答えしているところでもございます。

そのような状況の中で、事業者が青森県等の動向について言及されたということは、大変遺憾に思っているところでございます。この部分を明確にする必要があったかどうか、疑問であると考えております。そのことは、当市の使用済燃料税の話につきましても、市とりサイクル燃料貯蔵株式会社との2者間における協議でありまして、青森県は何ら関係がないからでございます。

繰り返しになりますが、市は再三再四青森県に課税の意思を確認し、課税表明ではないことを確認しておりますし、このことはR F S社にも伝えているところであります。にもかかわらず市の言葉を信じないという、地元の事業者でありますR F S社が地元のむつ市の言葉を信じず、何らアクションを起こしていない青森県に視線が向いているということにつきましても、甚だ遺憾であり、市との信頼関係が大いに揺らぐことになると考えております。

以上でございます。

- 委員長（齊藤孝昭） 浅利竹二郎委員。
- 委員（浅利竹二郎） いろいろご所見がありました。

それで、青森県の動向云々、どうでもいいというわけではないのだけれども、それはそれとしまして、地方分権一括法や地方創生の流れの中で、地方自治体の課税自主権がはっきり是認されていることや、県の動向とは関係なく課税自主権を行使することが基礎自治体の自立につながると識者もはっきり明言しているように、新税創設についてはむつ市に何らの瑕疵もないことがはっきりしております。

ゆえにこの際、速やかに本条例を制定し、総務省との協議に入ることを強

く要望いたします。

○委員長（齊藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） では、1点質疑させていただきます。

私は最後につづられた「今後も、貴市との間で引き続き誠意をもって、本条例案の協議をさせていただく所存です」ということに信頼を置いております。そのためには、やはりお互いに譲り合う部分というものがあってもよいのではないのでしょうかと思っております。

例えば2番目です。事業内容についてですが、「新税は法定外目的税とし、弊社事業である中間貯蔵事業の遂行に起因する財政需要に充てることを基本に検討されるべきものと考えています」とあります。これは、もうこの考えであると思います。この部分を少し例えば受け入れると。

今一番財政需要で大きい部分は、むつ総合病院の建設等もあると思えますけれども、その部分に関して、例えばR F S社があることによって、この地域は医療の充実が他の地域よりすばらしい、そしてそれに関連した事業をどんどんつなげていくというような一つの目的、確かに全世代、そして様々な分野に福祉関係の事業を展開していきたいという気持ちはありますけれども、そこを一つの基本として、それに関連した事業ということで進めていって、目的税というようなものに持っていくことはできないか、お聞きいたします。

○委員長（齊藤孝昭） 副市長。

○副市長（鎌田光治） 濱田栄子委員のお尋ねにお答えします。

これは、先ほど鎌田ちよ子委員にお答えしたとおりでございます。税目につきましては法定外普通税とするか、また法定外目的税とするかというような専ら課税自主権のある私どもが考える問題でございます。この法定外普通税に関しましては、これまでの議会でのやり取りで私どもご説明をしてあるとおりでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（齊藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 補足をして説明をさせていただきますけれども、普通税か目的税かということで行くと、普通税のほうが様々な需要に対応することが可能になるということでありまして、それは専ら私たちがその時点時点での市民の皆様のニーズに応えることが可能となるということだと思っております。

委員が今おっしゃっていただいたようなむつ総合病院の、あるいは建設、それからこれからの運営ということで考えたとしても、それは目的税というよりも普通税のほうが幅広くこれに充当することができるということでございます。

いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（斉藤孝昭） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 確かにそうでありますけれども、やはりお互いに譲るといふ部分、今市長のおっしゃったご答弁はまさにそのとおりだと思います。ただ、お互いに譲り合うという部分、R F S社も地域の事業者でございますので、背中合わせになっては私はいけないと思います。この事業者も、とてもこれまで地域貢献で様々なイベントに貢献してきております、私も顔を出しておりますけれども。ですから、お互いにやはりいい方向を見いだしていただきたいと思いますので。これで終わります。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 1点お尋ねさせていただきます。

意見書の3番目でございます。回答文書の中では、使用済燃料の受入れに対する課税を導入することの合理的理由について言及されています。この部分、先ほど佐藤委員からの質疑の中にもありましたけれども、この受入れ税の課税項目については、これまで市の説明により合理的な根拠があるものと理解しております。また、既に県による六ヶ所再処理施設への課税が認められている中において、むつ市には受入れ税は払わない。これは認められる根拠はないはずだと私は思っております。

また、新税の検討に当たって特定納税義務者側も、この課税項目に関しては一番先に検討すべき項目であるとも考えていますし、今回のこの意見に関しては、とても受け入れるべきではない、受け入れられないと私自身は考えるわけですが、市の見解をお伺いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） お答えいたします。

原田委員おっしゃられましたとおり、先ほど佐藤委員にもお答えしましたとおり、使用済燃料に既に課税を実施している他市町村における使用済燃料というのは、繰り返しになりますが、発電所での発電に使用した後にそのまま敷地内貯蔵されるため、使用済燃料の受入れというものがないということでございます。こちらのところは、私ども当市とは状況が全く異なっております。

また、受入れにつきましては、青森県、核燃サイクルの一翼を担う施設、再処理工場も含めまして、私どもの施設もサイクルの一翼を担っている施設、青森県と同様に受入れを課税項目として掲げているといったところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（斉藤孝昭） 原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 了解いたしました。

最後に、もう一点だけ、スケジュール的なものを聞かせていただきたいと思います。意見書の最後に、「引き続き誠意をもって、本条例案の協議をさせていただく」という文面がつづられています。仮に条例が採決になって条例化された場合は、この条例「案」が取れるわけですけれども、その際は市から総務省のほうに協議の場を持っていくことになるのですが、その流れと、あとは特定納税義務者のこういった協議はどのような感じで進んでいくのか。並行して進んでいくのか、もしくは総務省の通知がなった後に改めて協議を再開していくのか、その流れを1点確認いたします。

○委員長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、本案が成立を、皆様のご協力の下にさせていただければ、私としては直ちに知事に対して私自身が直接報告に行きたいと、このように考えてございます。その後で、それと同時あるいはそのタイミングで事業者に対しても、この条例案を成立していただいたことを報告させていただきたいと思いますが、その際にはぜひ議長にも、委員長にもご同席の上報告に上がりたいと。

それを踏まえて、特定納税義務者のほうでこの税率案でいいか、あるいは引き続き協議が必要で第12条の特例条項の話になるのかの意思表示が私はあると思っています。したがって、その意思表示があった場合には、その特例条項に移る場合は、一旦その協議を続けさせていただいて、それが成立した後に総務省の同意協議に移ると、このようなスケジュールで現時点では考えております。

いずれにいたしましても、稼働、操業開始が来年に迫っているということですので、それまでには全て手続を終了させることを念頭にこれから動いてまいります。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） これまで特別委員会でもいろいろな質疑がされてまいりました。私どもの手続として、リサイクル燃料貯蔵株式会社に意見を求めるということで回答を頂きました。残念な回答だなという一言であります。当然受け入れられるというような回答も期待はしないわけでありまして、今後協議もまだ続くのだろうというような意味合いでございます。

そこで、これまで当局でリサイクル燃料貯蔵株式会社との交渉をしてきた、言ってみると、まだ報告し切れていないなというような部分とか、そういう

ようなものがあれば、ぜひ最終段階に入っているというところでお知らせを願いたいと思っております。

もう一つは、先ほど浅利委員も質疑されておりましたけれども、県との関係のこともありまして、今後、今リサイクル燃料貯蔵株式会社は合格証をもらえるというような思いで、次の追加工事に入っていくという状況であります。それが終われば、創業前に安全協定があるということで、今の税条例の案件がこの安全協定に影響していくと。影響が考えられるというようなこと、私は別物だと思っておりますけれども、もしその辺のところ懸念があれば、お知らせを願いたいと思います。

○委員長（齊藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

前回の総括質疑の際に、原田議員から交渉過程について明らかにしてほしいというご質問を受けて、我々のほうでは相手がいることですので、ちょっと交渉過程については信頼関係の原則から申し上げづらいということをその場で申し上げた経緯がございます。

ただ、本日はこのような形で意見回答が来ましたので、向こうが何を、先方がどのようなことを申し伝えてきたのかということは、これはやはり申し上げられないですが、こちらからどういうことを言ったかということについては、少し交渉に行った担当からご説明をさせていただきます。そのことをまず了解いただきたいと思っております。

それから、2点目ですけれども、安全協定の議論ということになりますが、これはやはり新税とは切り離れた上で考えるべき事項だと思っております。これから、このRFS社が安全に使用済燃料を取り扱うことができるのか、あるいはそのために県や市が何をすべきなのかということは、改めて突き詰めて考えていかなければいけないことだと思いますので、それもまた今後市議会の皆様と議論を深めていきたいと、このように考えている次第でございます。

1点目については、事務局より補足をさせていただきます。

○委員長（齊藤孝昭） 税務調整監。

○財務部税務調整監政策推進監（樋山政之） お答えいたします。

特定納税義務者への説明の経緯ということについてでございます。これまで、10月31日のリサイクル燃料貯蔵株式会社への市新税検討プロジェクトチームの税率検討案の提示をはじめといたしまして、8回にわたり協議を行ってまいりました。その中では、税率や財政需要等についても市議会への報告内容と同様に、しっかりとした根拠に基づき詳細を説明してまいりました。

まず、10月31日の市新税検討プロジェクトチーム税率検討案提示後でございますけれども、リサイクル燃料貯蔵株式会社から税率の根拠及び現行の県の課税と同額の理由、財政需要の具体的事業名及び5年間の事業費について確認をされ、これまで市議会におけるご説明と同様の内容で、11月28日に文書により回答しております。その際には、令和2年3月定例会に条例案を上程するという当方のスケジュール感についても伝えており、協力をお願いしております。

その後も税率について、地元企業であるリサイクル燃料貯蔵株式会社に無理を強いるつもりではなく、しっかり経営していただくために軽減措置も考えられるという説明をしてきております。つまり今回の回答文書で挙げられた税率、財政需要、課税項目という論点につきまして、誠意を持った回答をしてきており、これまでの協議の中には青森県の動向という論点は生じていなかったものと認識しております。

したがって、私どもとしては十分に理解を得られる説明をしてきたものと考えており、この段階において回答文書にあるような個別の論点が挙げられるということは、私たちの説明を真摯に受け止めていないものであり、非常に不誠実なものと感じております。

今後理解を得られるよう、上げられた論点について改めて丁寧に説明し、協議を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（斉藤孝昭） 富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） 説明ありがとうございました。

これまで十分な説明をしてきたつもりだというようなことであります。そのように信じておりますが、4点ほどの回答で意見を出してきたと。

そこで、最後の「青森県等の動向が見極められていること」という点でありますけれども、「既に核燃料物質等取扱税を創設している青森県等の動向も見極めて検討していく必要がある」と、こういうふうに文言ではっきり言っているのです。これは、先ほど市長も何度も言われていますけれども、それぞれの自治体の課税自主権を全く考えていないといえますか、私にはこういう解釈にはならないのだろうかと思っております。

頭からもう県、国の思いがあって、そういう考え方で立地までお願いをしてきたというようにも捉えかねない。そうではない。我々はいろいろな検討をしながら、将来を見据えてその誘致といいますか、立地を可決してきた。このような現実があるものですから、我々の権利のあるものは当然我々の権利の主張をして、ここの立地企業であれば、ここが窓口だということをきち

んと認識してもらわなければならない。

なぜ県なのか、国なのか。手続上法的なことは、それで結構です。しかしながら、話し合いを求めるのは、立地のその事業者と自治体であります。なぜそういうふうなことをこういうふうに書いてよこしたのかということは、非常に不満であります。何としてもこれは安全協定の最後、県との関わり合いが出てくるのです。そして、県とのこのやり取りでもって、その減免の話とかいろんなことが重なり合ってくると、影響がないと言っても、私はそういうことを考えて行動しておかなければならない、こういうふうに思うのです。何としても我々は我々の自主権の確立を目指して、将来の孫子のために我々がこの提案をしているのだと。そして、リサイクル燃料貯蔵株式会社にとっては、十分な理解の下に地域に貢献をしまいたい。争っている場合ではないのです。そういうことを踏まえて、今後も協議をしていくという真摯な姿勢がなければ、お互いに真摯な気持ちがなければ駄目だということを申し上げたいと思います。その辺の関連で、市長からひとつお言葉を頂きたいと思います。

○委員長（齊藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

私自身も争っている場合ではないという言葉、そのものそのとおり受け止めております。それは、第1に、私どもと中間貯蔵事業者であるRFS社、これはお互いに足並みをそろえながら、この事業をしっかりと完成させていかなければいけないと。ただやるということではなくて、安全性を突き詰めた上でやっていくということをやらなければいけないと。

もう一つは、県との関係でいっても、その新税という文脈の中で、この前も質問を頂きましたけれども、なぜか対立をしているような形になっていきます。ただ、私たちとしては、どう考えても正々堂々と課税を表明し、自分たちの権利を主張し、こうして市議会の皆様にもご議論いただいている。その過程については、全て県のほうには公文書で報告をさせていただいております。恐らく県は、あるいは公文書でやっていることも一度も説明に来ていないとか、あるいは文書でやっているだけだというふうに言うかもしれません。ただ、私どもとしては課税の意思があるかの確認もしておりますし、そもそも核燃料物質等取扱税交付金の話で協議がなくて、協議がなかったよねと言ったときに、県は公文書でやっていたぞというようなやり方をしてきました。ですから、そのやり方を踏襲してやっている。

こういうことを言うと、また仲が悪いのではないか、けんかしているのではないかと思うかもしれない。でも、そういうことではなくて、あくまでも

私たちはまさに孫子のために、そして今いる市民の皆様のために、そして今この議場からお山に行った人たちたくさんいます。その人たちの思いも込めて、この新税を上程させていただいているということでもあります。我々としては、これからも正々堂々と正論を述べ、そしてその正論に寄り添ってくれる本当の仲間を見つけてこの問題に対処していきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（斉藤孝昭） 富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） このようにして、リサイクル燃料貯蔵株式会社から意見を求め回答が来しました。議論もやや尽くしてきたのだろうなという、峠は越えたような気持ちを持っておりますけれども、可決されました後には、法的に手続に不備がないようにぜひ進めていただきたいなど。我々もこの大きな手続を踏まえ、終わりましたので、あとは皆さんの気持ちを諮るというようなことにつながっていくものだろうと思っております。この税条例の可決を見ることを願って終わりたいと思います。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

以上で議案第26号 むつ市使用済燃料税条例に対する質疑を終わります。

これより議案第26号に対する討論を行います。

なお、討論は反対、賛成の順で交互になるように行います。

それでは、まず反対討論ありませんか。佐藤武委員。

（1番 佐藤 武委員登壇）

○委員（佐藤 武） 皆さん、連日どうもご苦労さまです。日本共産党の佐藤武です。むつ市使用済燃料税条例案について、反対討論を行います。

初めに、地方税法に定める課税自主権は、地方自治の本旨から見て団体自治を行使する重要な地方自治体の権利であり、ここにおられる皆さんと同様、むつ市の市民の暮らしと福祉が向上し、住みやすい自慢できるふるさとむつ市にしたいという思いは同じだと思っております。

それを前提に、今回上程されたむつ市使用済燃料税条例案については、時期尚早であり、拙速であるという理由で反対をいたします。

具体的には、第1に、新税を創設し課税することについて大義があり、自信もあるというのであれば、市政に協力する団体だけに限定してアンケートを取ったり、あるいは「希望のまちづくり市民のつどい」の案内を出したりするだけではなくて、今後50年のむつ市の基盤を築いていく意気込みであるならば、それこそ正々堂々といろいろな団体の意見を聞くことが大事だとい

うふうに思っています。多くの市民、団体に参加していただいて、説明や意見を聞く場を設けるべきだというふうに思っております。

第2に、これほど重要な新税であると言いながら、議会の会期中で上程されるというのはどうなのかなというふうに思っています。結論が先にあって、スケジュールどおりに進めようという意図があるのではないかと思われ、拙速ではないでしょうか。議会で議員が市民の声を十分反映させる時間的余裕がない状況です。だからこそ、もう少し時間的余裕を持って審議すべきものと思います。

もう一つは、特別納税義務者が、先ほどの質疑の中でもありましたけれども、先行きが不透明であり、今の段階では税負担能力を見極めるのが困難である等、4点の意見を鑑みると、さらに信頼関係を深めるためにも丁寧な話し合いが必要だと思われまます。

以上の点で、本条例の採決は時期尚早と言わざるを得ないと思っております。

以上で、反対討論を終わります。

○委員長（斉藤孝昭） 次に、賛成討論ありませんか。富岡直哉委員。

（4番 富岡直哉委員登壇）

○委員（富岡直哉） 議案第26号 むつ市使用済燃料税条例について賛成討論を行います。

多くの諸先輩の賛成議員を代表いたしまして、この場に立たせていただきますことを、まずもって感謝申し上げます。

本案については、むつ市の明るい未来を築くために必要不可欠な財源確保という観点から、成立させることが望ましく、本特別委員会でも4回にわたり、理事者の皆様方から丁寧な説明を受け、委員会として十分な議論を尽くしたものと考えております。

市新税検討プロジェクトチームにおいても、透明性を確保しながら、5回のプロジェクト会議を実施してまいりました。その中で財政需要と税率の検討をはじめ、有識者である元総務大臣、元岩手県知事であり、日本郵政株式会社代表執行役社長、増田寛也氏からの意見聴取の実施、さらには北海道大学大学院法学研究科の米田雅宏教授への意見聴取を通じた法的見地からの論点整理を行い、精度を高めております。

また、「希望のまちづくり市民のつどい」を開催し、市民とともに20年後のむつ市を語るという形で、その夢や希望を聴取するなど、非常に丁寧かつ透明性の高い検討プロセスを経ております。

市では、この「希望のまちづくり市民のつどい」に中間貯蔵事業に反対す

る市民団体も参加させており、この点では市民の多様な意見を組み入れているものと私は考えております。

これらのことから、本委員会においても活発な議論と十分な理解の醸成が図られ、当初の目的は達成されたものと感じております。

特定納税義務者からは、意見聴取の回答として、現時点では課税の可否について判断することはできない、とされておりますが、今回の条例案では減免条項を設け、具体的な税率調整は課税の判断ができる時期に適切に行うことが想定されております。

私たちむつ市議会は、まずこの施設が立地する50年間にわたって課税をすることの意思を明確にすべきであり、このことをもって市民に対する責任を果たすべきと考えております。

これまで本市には、財政という市政運営の根幹に関わる課題を抱え、それゆえに国策に翻弄されてきた歴史があります。この法定外新税の実現により、そうした過去と決別し、自立自走のできる新しいむつ市へと生まれ変わる第一歩を今踏み出すべきであります。

現在31歳、むつ市議会議員に就任して間もない私ではございますが、このむつ市の未来を担う若い世代の一人として、誘致当時中間貯蔵施設の立地受入れを決断することで我が国のエネルギー政策の発展を願い、そして地域の明るい未来を託した先人たちの思いをしっかりと引き継ぎたいと、このように考えております。これからのむつ市を担う私たちの手によって、この法定外新税創設を成し遂げることで、市民一人一人の夢の実現を後押しし、「笑顔かがやく希望のまち むつ」の実現へ挑戦する第一歩を踏み出したいものと考えております。

以上、誘致当時から関わってこられた先輩議員の方々の思いを一身に受け、また賛成議員を代表いたしまして、本案に対する私からの賛成討論とさせていただきます。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

議案第26号についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者18人、起立しない者3人）

○委員長（斉藤孝昭） 起立多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

(「委員長、10番」の声あり)

○委員長(斉藤孝昭) 何ですか、動議ですか。

(「動議」の声あり)

○委員長(斉藤孝昭) 富岡幸夫委員。

○委員(富岡幸夫) ただいま可決されました議案第26号 むつ市使用済燃料税条例に対して、附帯決議を申し述べたいと思います。

これまでの議論を終えて、操業前までに税の変更といえますか、行方がまだ分からないというようなところもありますので、この第12条に規定されている減免措置の実際の運用に当たっては、事業者の経営状況の正確な把握に努め、過重な負担とならないよう、最大限真摯に対応することを要望したいと思います。

以上、決議案をお願いしたいと思います。

○委員長(斉藤孝昭) ただいま富岡幸夫委員から、議案第26号に対する附帯決議が付されました。

このことについて、皆様からのご意見を頂きたいと思います。附帯決議に対しまして質疑のある方、発言願います。

(「なし」の声あり)

○委員長(斉藤孝昭) 質疑なしと認めます。

これより附帯決議に対する討論を行います。討論、発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(斉藤孝昭) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これよりこの附帯決議を採決いたします。採決の前に……

(不規則発言あり)

○委員長(斉藤孝昭) ちょっと待ってください。附帯決議を起立採決する前に、提出者より附帯決議の内容の説明をお願いいたします。富岡幸夫委員。

○委員(富岡幸夫) 本条例に対しまして、第12条、減免について規定されておりますが、この減免措置と実際の運用に当たっては、今後いろいろ事業者と、または県と、というような関わりがあって、この事業者の経営状況の正確な把握に努めながら、税が過重な負担とならないよう、最大限市当局には真摯に対応をしていただきたいと思いますとするものであります。

○委員長(斉藤孝昭) ただいまの趣旨説明に対し、質疑を行います。発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

これで趣旨説明に対する質疑を終わります。

これよりこの附帯決議に対する討論を行います。討論の発言はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これよりこの附帯決議を採決いたします。この附帯決議につきましては、起立により採決いたしますので、よろしくお願ひします。

議案第26号に対し、先ほどの趣旨説明のとおり附帯決議を付することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者2人）

○委員長（斉藤孝昭） 起立多数であります。よって、議案第26号に対し、先ほどのとおり附帯決議を付することは可決されました。

ただいまの採決をもって、議案第26号 むつ市使用済燃料税条例につきましては、当委員会での審査を終了いたします。

この議案については、今後は本会議での審議となることから、速やかに審議日程についての確認を行っていただくよう、委員長より議長である大瀧次男委員にお伝えしたいと思います。

それでは、最後に次回の審査内容と日時についてであります。

先ほど審査を終了した議案第26号は、当委員会のもともとの付託事件に密接に関わる議案であり、今後本会議での議案審議が予定されております。

したがいまして、ひとまずはこの議案の審議の結果を待ち、今後の当委員会の予定については、内容、日程とも正副委員長にご一任願ひたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、次回の審査内容及び日時は正副委員長にご一任いただき、決定し次第、委員の皆様へ通知いたしますので、ご了承願ひします。

お諮りいたします。本日の使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会は、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、本日の使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会は、これにて散会いたします。

（午前11時16分 散会）

上記のとおり相違ありません。

使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会

委員長 齊藤孝昭